

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：子ども相談センター費

事業名 子ども相談センター機能強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111 (内 2637)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 11,356千円 (前年度予算額：10,344千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	10,344	5,016	0	0	0	0	0	0	5,328
要求額	11,356	5,522	0	0	0	0	0	0	5,834
決定額	11,356	5,522	0	0	0	0	0	0	5,834

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

令和元年度県内の子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、2,280件と過去最多となっている。これに対応するため、計画的な職員配置や一時保護所等の施設整備、職員の資質向上研修等により子ども相談センターの機能強化を図っているが、法的な対応等、専門知識を有する者との連携により効率的に対応をすすめる事案も増加していることから、本事業を実施する。

(2) 事業内容

- ① 児童虐待対応弁護士設置事業 (11,044千円) [国 1/2、県 1/2]
児童虐待対応弁護士を設置し、児童虐待に関する法律相談や児童福祉法第28条の申立等における法的援助を実施する。
- ② 児童虐待対応通訳設置事業 (312千円) [県 10/10]
子ども相談センターの外国人家庭に対する安全確認や在宅指導等において通訳者に通訳を依頼する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ① 国 1/2 県 1/2 (児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金)
- ② 県単独事業

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	312	通訳者の派遣に対する謝金
委託料	11,044	弁護士配置委託
合計	11,356	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

- ① 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の対象事業となっている。他県では、愛知県が弁護士への委託業務を行っている。児童福祉法改正により、平成28年10月1日より児童相談所への弁護士の配置が義務化された。
- ② 各県独自に予算化して通訳を配置。

(2) 事業主体及びその妥当性

- ① 児童虐待に関する法的対応という特殊な業務であり、高度の専門性が求められる。このため事業者については、岐阜県弁護士会の会員の中でも、特に児童福祉分野に理解と経験のある弁護士で構成する岐阜県児童虐待対応弁護団に委託する必要がある。平成29年度から中央子ども相談センターに毎週、平成30年度から中濃子ども相談センターに月2回、令和元年度から西濃子ども相談センター及び東濃子ども相談センターに月2回、飛騨子ども相談センターに月1回常駐しており、令和3年度から中濃子ども相談センターに月3回常駐を予定している。
- ② 各子ども相談センターが通訳者と委託契約を結び、報償費を支出している。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
児童の保護や家庭への対応等について、法的対応や外国語への対応等、これまで、十分に対応できなかった事案を改善し、適切な対応体制を構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
子ども相談センターからの法律相談実施率	— (H27)	100% (H29)	100% (H30)	100% (R1)	100% (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
子ども相談センターの児童虐待相談に係る法律上の問題等について、弁護士による定例又は随時相談を通じて、助言や支援を受けたり、法的対応業務を委託することで、適正かつ効果的な相談援助業務を行う。
子ども相談センターが要保護家庭の在宅指導や安全確認等において、外国人に対応する際に、通訳者に通訳を依頼し、適正かつ効果的な相談援助業務を行う。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
法的対応業務を弁護士へ委託することにより、法律相談が大幅に増加している。令和元年度も委託を継続し、394件の相談うち9件が児童福祉法28条の申立てに結びついている。弁護士委託により、子ども相談センターから弁護士へ適切に相談をかけることができるようになった。
通訳設置事業では、各種言語に対応できる通訳を活用することで、外国人による児童虐待事案へ適正かつ効果的な介入ができるようになった。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	子ども相談センターと児童の保護者との関係も従来の支援、援助だけでなく、法的な対応が必要となっている。また、外国人家庭への対応も増加していることから、必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	子ども相談センターによる法律相談は事業開始前の8件（26年度）から137件（R1年度）に、児童福祉法28条の申立ては、0件（26年度）から9件（R1年度）に増えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	定例・随時相談以外は、実績による清算払いとしており、事業の効率化を図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>児童福祉法の改正（平成28年10月1日施行）により、児童相談所への弁護士の配置が義務化された。現在の契約の内容を配置に見合う内容へ変更する必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>児童福祉法の改正（平成28年10月1日施行）により、児童相談所への弁護士の配置が義務化された。今年度は中央子ども相談センターに毎週、中濃子ども相談センターに隔週、派遣をしているが県内すべての子ども相談センターへ拡充したい。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	